

静 情 審 第 3 号
平 成 2 1 年 4 月 2 7 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年10月31日付け下土総第162号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の建築物に係る構造計算書の非開示決定に対する異議申立て(諮問第161号)

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした特定の建築物に係る構造計算書は、開示すべきである。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 20 年 5 月 29 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「建築主住所氏名：〇〇市〇丁目〇番〇号 有限会社〇〇 代表取締役 〇〇、建築物等の位置：〇〇市〇丁目〇番〇、建築物等の用途：共同住宅、構造：鉄骨造 4 階、延面積：374.07 m²、平成 19 年 6 月 4 日付け提出された建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 5 項に規定する報告書の添付図書 構造計算書」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「有限会社〇〇（以下「法人 A」という。）から平成 19 年 6 月 4 日付けで提出された法第 12 条第 5 項に規定する報告書（以下「報告書」という。）の添付図書 構造計算書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成 20 年 6 月 12 日、実施機関は、本件公文書が条例第 7 条第 3 号に該当するとの理由で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 20 年 8 月 4 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。
- (5) 平成 20 年 8 月 27 日、実施機関は、当該異議申立書の記載等に不備があり不適法であるとして、異議申立人に対し、行政不服審査法第 48 条で準用する同法第 21 条の規定により補正命令を行った。
- (6) 平成 20 年 9 月 10 日、実施機関は、異議申立人が補正した異議申立書を受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、報告書に係る建築物（以下「本件建築物」という。）の工事施工者である。実施機関は、報告書により本件建築物の法第 20 条違反を確認し、法人 A に対して、違反の是正を指導するとともに、完了検査が行われていないことから法第 7 条の 6 の規定により使用制限を通知した。当該是正が行われない場合は、法第 9 条の規定により処分となり、法第 98 条の規定により異議申立人も罰則の対象者となり得る。
- (2) 建築士が作成した本件建築物の構造計算書について疑義がある。その理由は、当

該建築士が本件建築物の法第20条違反事項について、構造計算ルートの成立を証明した信頼性の高い私文書が存在しているからである。つまり、本件建築物は、法第20条に適合していることとなり、是正書に記載されている処分は無効になり得る。

- (3) 行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政不服審査法の法意は、行政庁に報告命令権を付与し、形式的に処分するのではなく、実質的な特定の事実をもって法律関係の存否及び真否で判断する処分を強く要請している。加えて、罰則の対象者となり得る異議申立人が開示請求した以上は、本件建築物の構造計算書を開示し、個別具体的な対応をすべきである。
- (4) 実施機関は、本件公文書が条例第7条第3号に該当する理由として「開示すると、法人の競争上の地位を害するおそれがある」と主張するが、それは、異議申立人と法人Aとの民事訴訟が継続中であることを考慮したものであり、他事考慮の判断及び裁量であることから、非開示理由に該当しない。
- (5) 本件公文書を開示し、本件建築物が法第20条に適合することを証明すれば、本件建築物の使用制限及び是正計画書未提出による処分もなくなり、法人Aに対する不利益処分が阻却される。したがって、法人Aの競争上の地位を害するおそれなどなく、逆に、利益となる。
- (6) 条例は、第3条（実施機関の責務）前段において、実施機関は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用すべき旨を規定した上で、同条後段において、個人に関する情報についてのみ、通常、他人に知られたくない情報がみだりに公開されないように配慮すべきことを規定している。したがって、この規定の趣旨に照らせば、条例第7条第3号の法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等、すなわち法人Aに不利益を与える可能性が明らかであると認められるものとは、単に、その情報が通常他人に知られたくないものであるというだけでは足りず、そのことが客観的に予見できなければならないものと解するのが相当である。本件公文書の情報から得られる分析内容からは、法人Aの競争上の地位を害するような独自の経営上のノウハウ等を看取することは困難であり、当該情報の内容は、客観的に見て法人Aの事業活動等を障害し、その信用又は社会的評価を害するものということとはできない。また、当該情報が、公開を予定して作成されたものではなく、一般に広く公開される性質及び内容ではないことをもって、直ちに法人Aが管理することに正当な利益を有するということとはできず、また、そのような利益を認めるに足りる事由があるともいえない。
- (7) また、本件公文書の情報が同号アで規定する「競争上の地位を害するおそれがあるもの」に該当しない事由は以下のとおりである。 当該情報は、法人Aが自ら使用する建築物の構造計算書であり、販売用の土地及び建築物に関する品質及び性状の情報ではない。 当該情報は、静岡県建築構造設計指針に準じて計算された値であり、法人Aの独自の経営ノウハウとは何ら関係ない。 当該情報は、一級建築士が既存建築物について調査報告した結果の「単なる事実を記載した構造計算書」であり、当該

一級建築士又は法人Aの公表権及び著作権を侵害する性質のものではない。法人Aの事業活動等の阻害、信用又は社会的評価については、自らが不動産業者であり、既に実施機関から法第7条の6の規定により本件建築物の使用制限を勧告されているのだから、そのことを真しに受け止め、速やかに、実施機関に対し本件建築物の是正計画書を提出し、積極的に是正すべきである。よって、当該情報が公開されることによる影響は関係ない。

- (8) さらに、当該情報が同号アで規定する「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しない事由は以下のとおりである。本件建築物の各平面図、設備図等については、防犯上非開示とする必要性があるが、当該情報は、本件建築物の工学的な結果の数値であることから、非開示要件には当たらない。当該情報は、法人Aの経営状況などを明らかにする会計簿等の文書ではなく、自己使用している既存建築物の単なる事実の構造計算書である。また、法人Aが、その結果を甘受しなければならない性質のものである。当該情報は、通常本件建築物の新築時に建築主、一級建築士及び施工業者（異議申立人）が共有する設計図書である。ハウスメーカー、プレハブメーカー等は、自社の建築物の安全性を証明するものとして一般公開しているところもある。したがって、本件公文書が同号に該当するとはいえず、実施機関の本件に関する判断は、正当なものとして是認することはできない。
- (9) 過去の耐震強度偽装事件において発生した建築物所有者の多大な損害、関係者への影響などの諸般の事情をかんがみれば、実施機関は、直ちに本件の真相を解明することが第一優先である。また、公の機関が、建築物の構造計算書の偽装を見抜けず、阻止できなかったことも事実である。よって、本件は、特段の事情があり、公益に直接結びつくものである。したがって、仮に、本件公文書の情報が条例第7条第3号で規定する非開示情報に該当するとしても、条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定を適用し、当該情報を開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件建築物等について

本件建築物は、宅地建物取引業者である法人Aの事業に関する建築物である。実施機関は、法人Aから本件建築物について「確認申請と異なる建築物を建てられ、構造耐力について不安がある」との相談を受けた。そのため、実施機関は法第12条第5項の規定に基づき本件建築物の所有者である法人Aに報告を求め、報告書が提出された。現在、実施機関は、法に基づき法人Aに対して本件建築物の是正指導を行っている。

(2) 条例第7条第3号該当性について

本件公文書は、本件建築物の現況を把握するため、新たに作成された構造計算書であり、これを公にすると、本件建築物の構造計算書の内容が多くの者の目に触れることとなり、それを見た者が法人Aの事業に関する他の土地及び建築物の安全性につい

て疑念を持ち、さらに、それが風評として広がり、宅地建物取引業者である法人 A の信頼を損なうおそれがある。したがって、本件公文書は、公にすることにより、法人 A の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。また、同号ただし書にも該当しない。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「罰則の対象者となり得る異議申立人が開示請求した以上は、本件建築物の構造計算書を開示し」と主張する。しかしながら、公文書の開示の可否は、当該文書の非開示情報該当性の有無により決定されるものであり、開示請求者の属性等に左右されるものではないことから、異議申立ての理由として認容できるものではない。また、異議申立人は、「民事訴訟が継続中であることを考慮したものであり、他事考慮の判断及び裁量であることから、非開示理由に該当しない」と主張する。しかしながら、実施機関は、文書そのものの内容に着目し、非開示情報該当性の有無を判断したものであることから、異議申立ての理由として認容できるものではない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 建築確認事務等について

法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的としている（法第 1 条）。建築主は、一定の建築物を建築しようとする場合は、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない（法第 6 条第 1 項）。また、建築主は、当該工事を完了したときは、建築主事による検査を申請しなければならない（法第 7 条）。そして、建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該建築物を使用し、又は使用させてはならないとされている（法第 7 条の 6）。特定行政庁等は、建築物の所有者等に対して建築物の構造等に関する報告を求めることができ（法第 12 条第 5 項）、当該報告を求められたにもかかわらず報告をせず、又は虚偽の報告をした者は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 102 条第 4 号）。また、特定行政庁は、法令等に違反した建築物の建築主等に対して、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる（法第 9 条）、当該命令に違反した者は 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられる（法第 98 条第 1 項第 1 号）。

(2) 本件公文書の内容

ア 本件公文書は、実施機関が法第 12 条第 5 項の規定に基づき法人 A に対して本件建築物の構造に関する報告を求めたことにより、法人 A が実施機関に提出した報告書の添付図書であり、本件建築物の構造計算書である。

イ 一般に、構造計算書とは、建築物等が自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び

水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、その構造が法やその他の関係法令の基準を満たし、安全であることを確認するための文書であり、構造計算の概要、仮定条件、計算式、計算結果などをまとめたものである。

ウ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書は、本件建築物の工事完了後に、当初の設計者とは異なる設計者が再計算した構造計算書であり、主に、本件建築物の構造設計概要、国土交通大臣認定プログラムにより計算した数値結果、総合所見、本件建築物の構造について調査した建築士事務所（以下「事務所B」という。）の名称等、本件建築物の構造について再計算した建築士事務所（以下「事務所C」という。）の名称等などが記載されている。

(3) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件公文書が条例第7条第3号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

ア 本号の趣旨

条例第7条第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。事業に関する情報が、同号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するということには、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を公にすることにより、当該事業者の権利、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であり、また、「おそれ」が存在するということには、単に当該事業者に何らかの不利益が生じ得るという抽象的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値するがい然性が求められると解されるものである。

イ 法人Aに係る情報の本号該当性の有無

実施機関は、本件公文書を開示すると「本件建築物の構造計算書の内容が多くの者の目に触れることとなり、それを見た者が法人Aの事業に関する他の土地及び建築物の安全性について疑念を持ち、さらに、それが風評として広がることにより、宅地建物取引業者である法人Aの信頼を損なうおそれがある」と主張する。しかしながら、本件公文書は、法人Aの事業に関する土地及び建築物の全般にわたるものではなく、単に本件建築物の構造計算書に過ぎないものであることから、これを公にすることにより、それを見た者が、直ちに法人Aの事業に関する他の土地及び建築物の安全性について疑念を持つようになるまでは認められない。したがって、実施機関が主張する法人Aの信頼を損なう「おそれ」は、抽象的な可能性にとどま

るものであり、法的保護に値するがい然性があるとは認められない。

仮に、本件公文書に本件建築物の法令違反が分かる情報が記載されている場合は、これを公にすることにより、ある程度法人 A に不利益が生じる可能性は否定できない。しかしながら、本件建築物は、法第 7 条に基づく完了検査の申請義務を怠っていること、実施機関が是正指導を行っている建築物であること、その用途が共同住宅であり他者も使用する可能性がある建築物であることなどを考慮すると、本件建築物の法令違反を知られない利益を「正当な利益」と認めることはできない。

したがって、本件公文書は、公にすることにより、法人 A の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、同号アに該当しない。また、本件公文書は、法に基づき実施機関に提出されたものであることから、同号イに該当しないことは明らかである。

ウ 建築士事務所に係る情報の本号ア該当性の有無

本件公文書の情報は、法人 A の事業に関する情報であるとともに事務所 B、事務所 C 及び本件建築物の当初設計を行った建築士事務所の事業に関する情報でもあることから、以下検討する。

(ア) 構造計算書

一般に、新規の建築物に係る設計図書（構造計算書を含む。）は、法令に適合し、かつ、建築主の意向に沿った建築物とするために、その設計者が、建築設計に関する知識、技術、経験などを駆使して作成するものであり、当該設計図書には、設計者の独自の創意工夫やノウハウが含まれると考えられる。しかしながら、本件公文書は、新規の建築物に係る構造計算書ではなく、既に工事完了済みの建築物について、その構造が法令の基準を満たし、安全であることを確認するために、法人 A が当初の設計者とは異なる事務所 B に本件建築物の調査を依頼し、事務所 B からその構造計算を依頼された事務所 C が、提供を受けた限られた情報に基づき一般的なプログラムにより再計算した構造計算書であることから、新規の建築物に係る構造計算書とはその性質が異なるものであると認められる。当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書は、事務所 B 及び事務所 C が建築設計に関する知識、技術、経験などを用いて作成したものであるが、独自の創意工夫により作成したものとは認められず、また、当初設計を行った建築士事務所のノウハウ等を明らかにする情報とまでは認められない。さらに、実施機関も本件公文書にそれらの建築士事務所のノウハウ等に関する情報が含まれているとの主張をしていない。したがって、本件公文書は、これを公にすることにより、それらの建築士事務所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、同号アに該当しない。

(イ) 建築士事務所の名称等

本件公文書に記載されている事務所 B 及び事務所 C の名称等について、以下検討する。

建築士事務所の名称等の情報は、特定の事業者の取引関係が分かるものであり、営業に関する情報であると認められる。しかしながら、事務所 B 及び事務所 C は、一級建築士事務所として実施機関の登録を受けている事務所であり、建築士事務所は、業務の実績を記載した書類を当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならないこと（建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の6）、建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないこと（同法第2条の2）、特定行政庁は建築物の設計者が記載されている建築計画概要書を何人にも閲覧させなければならないこと（法第93条の2及び法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4）などの建築士の責務及び建築関係の閲覧制度を考慮すると、当該情報は、公にすることにより、それらの建築士事務所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、同号アに該当しない。

したがって、本件公文書は、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 20 年 11 月 4 日	諮問を受け付けた。	
平成 20 年 12 月 5 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 21 年 1 月 5 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 21 年 1 月 19 日	審議	第 216 回
平成 21 年 2 月 16 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 217 回
平成 21 年 3 月 16 日	審議	第 218 回
平成 21 年 4 月 27 日	審議（答申）	第 219 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 216 回～第 219 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 216 回～第 219 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会 会長	第 216 回～第 218 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 216 回～第 219 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院 院長	第 216 回～第 219 回
根 木 真 理 子	静岡大学 教育学部 教授	第 216 回～第 219 回